日本企業の生成AI R&Dにおける米国特許ガバナンス戦略

生成AIを研究開発に活用する日本企業が、米国で有効かつ行使可能な特許権を確保するための「着想」立証およびRule 56情報開示義務対応の最適な実務設計を伝える。



クレーム別発明者認定と「着想」の立証

USPTOの最新基準において、AIは発明者になれず伝統的な「着想 (conception)」分析が適用されます。日本企業は「全会話ログの無差別保存やIDSの大量自動投入」を避け、クレーム単位で人間の技術的寄与を可視化し、知っている重要情報 (material information) を厳選して開示するリスクベースのガバナンスを導入する必要があります。



Rule 56情報開示義務と実務設計

伝統的着想基準の適用

AIは発明者になれず、クレームの全要素に対する自然人の具体的技術解決の形成が必須。

人間の技術的寄与の記録

プロンプト作成自体ではなく、AI提案に対する人間の選択・修正・検証の理由を証憑化。

クレーム単位での動的管理

発明者は出願時の固定属性ではなく、クレーム補正や変更に応じて継続的に再評価。

生成AI活用R&Dにおける推奨する管理設計と避けるべき設計の対比

	推奨する設計	避けるべき設計
発明者認定	クレーム単位で自然人の寄与を対応付け	プロジェクトメンバーやプロンプト作成者を全員登録
AIログ管理	発明形成に関わる重要プロンプト・判断理由を保存	全対話履歴を無差別・無期限に永久保存
IDS（開示義務）	人間がmaterialityを評価し重複を排除して提出	AIの検索結果を無検討で大量自動投入

無差別保存・大量提出の回避

全ログ無期限保存や数百件のIDS投入はコスト増加や訴訟上のリターンリスクを招く。

人間による重要性評価

人間が重要性を評価し重複を排除して提出

最初優先出願前からの管理

PCT・米国での新規事項追加制限に備え、優先出願前から技術的根拠と代替実施形態を確保。

Gemini Notebook